

福岡県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給規程の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第 7 号

福岡県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給規程の一部を改正する告示

福岡県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給規程（平成 30 年告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。